

国における再エネ関連委員会等開催状況

月日	内 容										
11/2	<p>第 18 回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会 バイオマス持続可能性ワーキンググループ</p> <p>出典：経済産業省ウェブサイト https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/biomass_sus_wg/018.html を基にして作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 議題：①既存認証スキームによるライフサイクル GHG の確認について <ul style="list-style-type: none"> ・確認スキーム(第三者認証等)の検討と、既定値の策定について議論。 ● 議題：②認証スキームヒアリング <p>FIT 制度におけるライフサイクル GHG の確認内容やタイミングの関係について更に整理を進めて議論。</p> <p>(1) GGL (Green Gold Label) 日本市場に向けた GHG に関する METI 要求事項に準拠するためのアクションプラン。</p> <p>(2) ISCC (International Sustainability and Carbon Certification) 日本企業 FIT Japan の再エネに対する固定価格買取制度(FIT) ISCC のライフサイクル温室効果ガス排出量算定方法。</p> <p>(3) RSB (Roundtable on Sustainable Biomaterials) GHG に関する要求事項。</p> <p>(4) SBP (Sustainable Biomass Program) 日本の要求事項順守の証明。</p> ● 議題：③国内木質バイオマス等のライフサイクル GHG の確認方法について <ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリングも踏まえ、確認スキームの要件を整理すると共に国内木質バイオマス等の確認方法の方向性について議論。 										
11/9	<p>第 3 回 再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ</p> <p>出典：経済産業省ウェブサイト https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/kyosei_wg/003.html を基にして作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 議題：①再エネの長期電源化及び地域共生に向けた制度的検討 <ul style="list-style-type: none"> ・前回会合の質問に対する関係団体の回答も踏まえ、主要論点に対する具体的な対応について議論。 <table border="1" data-bbox="256 1339 1433 1989"> <tr> <td data-bbox="256 1339 427 1507">土地開発前</td> <td data-bbox="427 1339 715 1507">立地状況等に応じた 手続強化</td> <td data-bbox="715 1339 1433 1507"> <ul style="list-style-type: none"> ○森林法の林地開発許可対象エリアや盛土規制法の規制区域等における再エネ発電設備の立地場所に応じ、例えば関係法令の許認可取得を申請要件とすることなどを含め、どのような認定手続きの強化が有効か ○その際、促進区域への立地を誘導するため、温対法とどの様に連携していくか </td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 1507 427 1989" rowspan="3">横断的事項</td> <td data-bbox="427 1507 715 1765">地域とのコミュニケーション 要件化</td> <td data-bbox="715 1507 1433 1765"> <ul style="list-style-type: none"> ○一定規模以上の発電設備の場合にはあらかじめ説明会の開催等の地域への周知を義務化するなど、地域の理解に向けた制度的措置についてどのように考えるか ○地域とのコミュニケーションを促進する中で自治体の役割はどの位置づけられるべきか ○環境影響評価法に基づく手続や温対法の促進区域制度における地域合意形成スキームとどのように連携を図るか </td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1765 715 1899">事業譲渡の際の 手続強化</td> <td data-bbox="715 1765 1433 1899"> <ul style="list-style-type: none"> ○事業譲渡の際に必要な変更認定申請において、地域への周知の義務化などの手続の強化等をどのように考えるか ○その際、地域との対話・説明の方法やタイミングをどのように考えるべきか </td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1899 715 1989">認定事業者の責任 明確化</td> <td data-bbox="715 1899 1433 1989"> <ul style="list-style-type: none"> ○適切な事業実施を担保するために、再エネ発電事業の委託・再委託の際の認定事業者の責任をどのように明確化するか </td> </tr> </table>	土地開発前	立地状況等に応じた 手続強化	<ul style="list-style-type: none"> ○森林法の林地開発許可対象エリアや盛土規制法の規制区域等における再エネ発電設備の立地場所に応じ、例えば関係法令の許認可取得を申請要件とすることなどを含め、どのような認定手続きの強化が有効か ○その際、促進区域への立地を誘導するため、温対法とどの様に連携していくか 	横断的事項	地域とのコミュニケーション 要件化	<ul style="list-style-type: none"> ○一定規模以上の発電設備の場合にはあらかじめ説明会の開催等の地域への周知を義務化するなど、地域の理解に向けた制度的措置についてどのように考えるか ○地域とのコミュニケーションを促進する中で自治体の役割はどの位置づけられるべきか ○環境影響評価法に基づく手続や温対法の促進区域制度における地域合意形成スキームとどのように連携を図るか 	事業譲渡の際の 手続強化	<ul style="list-style-type: none"> ○事業譲渡の際に必要な変更認定申請において、地域への周知の義務化などの手続の強化等をどのように考えるか ○その際、地域との対話・説明の方法やタイミングをどのように考えるべきか 	認定事業者の責任 明確化	<ul style="list-style-type: none"> ○適切な事業実施を担保するために、再エネ発電事業の委託・再委託の際の認定事業者の責任をどのように明確化するか
土地開発前	立地状況等に応じた 手続強化	<ul style="list-style-type: none"> ○森林法の林地開発許可対象エリアや盛土規制法の規制区域等における再エネ発電設備の立地場所に応じ、例えば関係法令の許認可取得を申請要件とすることなどを含め、どのような認定手続きの強化が有効か ○その際、促進区域への立地を誘導するため、温対法とどの様に連携していくか 									
横断的事項	地域とのコミュニケーション 要件化	<ul style="list-style-type: none"> ○一定規模以上の発電設備の場合にはあらかじめ説明会の開催等の地域への周知を義務化するなど、地域の理解に向けた制度的措置についてどのように考えるか ○地域とのコミュニケーションを促進する中で自治体の役割はどの位置づけられるべきか ○環境影響評価法に基づく手続や温対法の促進区域制度における地域合意形成スキームとどのように連携を図るか 									
	事業譲渡の際の 手続強化	<ul style="list-style-type: none"> ○事業譲渡の際に必要な変更認定申請において、地域への周知の義務化などの手続の強化等をどのように考えるか ○その際、地域との対話・説明の方法やタイミングをどのように考えるべきか 									
	認定事業者の責任 明確化	<ul style="list-style-type: none"> ○適切な事業実施を担保するために、再エネ発電事業の委託・再委託の際の認定事業者の責任をどのように明確化するか 									

出典：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/046.html を基にして作成

●議題：①認定失効制度について

未稼働案件に対するこれまでの対応

◎16年措置(法改正等) ※全電源対象

- 計画認定制度を導入し、原則、17年3月末までに**接続契約が締結できていなければ失効。**
- 16年8月以降に接続契約を締結した案件より「認定から3年」の運転開始期限を設定**
⇒**期限超過分は調達期間（20年間）が短縮。**

◎18年措置(告示改正等) ※太陽光のみ対象

- 12～16年の案件のうち、一定の期限までに運転開始準備段階に至らなければ、**運転開始準備段階に至った時点**の適正な価格に変更。
- ※あわせて、運転開始期限の設定されていない案件にも運転開始期限を設定。

◎20年措置(法改正) ※全電源対象

- 原則、**運転開始期限の1年後までに運転開始しなければ失効。**
系統工事を進める手続をした場合は、運転開始期限の3年後までに運転開始しなければ失効。
開発工事へ本格着手したことが公的手続により確認できれば、失効リスクを免除。

●議題：②電力NWの次世代

・次世代NWの構築やCNの実現に必要な脱炭素型の調整力確保システムへの転換に向けて以下の各論点について議論。

論点(1)デジタル化等による送配電網のバージョンアップ(日本コネク&マネージ)【下図】

論点(2)調整力の確保・管理の仕組みの構築、脱炭素型の調整力の導入・転換支援(揚水・蓄電池)

(参考) 適用系統・電源と制御対象・方法の整理

	基幹系統混雑			ローカル系統混雑			系統図
	①適用系統	②適用電源	③制御対象	①適用系統	②適用電源	③制御対象	
基幹系統 (上位2電圧)	2021.1 基幹系統	2022.4 全電源	(調整電源活用) 2022.12 (一定の順序) 2023.12				基幹系統 (上位2電圧)
ローカル系統 ※上位2電圧以外かつ配電系統として扱われない系統		2021.1 全電源		2023.4 ローカル系統	2023.4 (受付に関して今回の御議論) 全電源		ローカル系統 (特別高圧以上)
配電系統 (高圧以上)							配電系統 (高圧以下)
配電系統 (低圧)		10kW未満			10kW未満		
④制御方法	再給電方式			今回の御議論			

①適用系統：ノンファーム型接続の考え方をどの送変電設備に適用するか
②適用電源：ノンファーム型接続の考え方をどの電源に適用するか
③制御対象：利用（出力制御）の考え方をどの電源に適用するか
④制御方法：平常時及び事故時において系統容量を超過した場合に電源をどのように出力制御するか

11/22	<p>第 19 回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会 バイオマス持続可能性ワーキンググループ</p> <p>出典：経済産業省ウェブサイト https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/biomass_sus_wg/019.html を基にして作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 議題：①FIT/FIP 制度が求める持続可能性を確認できる第三者認証について ● 議題：②バイオマス燃料のライフサイクル GHG 既定値について ● 議題：③木質バイオマス証明ガイドラインについて（林野庁） <p>※トピックスにポイントを記載（P4～5）</p>															
11/25	<p>第 4 回 再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ</p> <p>出典：経済産業省ウェブサイト https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/kyosei_wg/004.html を基にして作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 議題：①再エネの長期電源化及び地域共生に向けた制度的検討 <p>・前回会合に引き続き具体的な検討項目が議論され、主要論点に対する対応について議論。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業実施段階</th> <th>検討項目</th> <th>個別論点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地開発後～ 運転開始後・ 運転中段階</td> <td>違反状況の未然防止・ 早期解消措置の新設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○関係法令の違反状態における売電収入（FIT・FIP 交付金）の交付を留保する措置などを含め、違反の未然防止や違反状況の早期改善を促す措置としてどのような措置が有効か ○措置発動要件である関係法令「違反」状況の把握や、迅速な措置の発動に向けて、どのように実効性を果たせるのか </td> </tr> <tr> <td>運転中～ 適正廃棄</td> <td>太陽電池出力増加時の 現行ルール見直し</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○太陽電池の更新・増設時の現行ルールについて、国民負担増大を抑止しながらパネルの更新・増設を促す見直しをどのように行うか ○廃棄等費用積立金についてどのように取り扱うか ○関係法令遵守状況の再確認を含む適用要件をどのように設定するか </td> </tr> <tr> <td>適正廃棄</td> <td>大量廃棄に向けた 計画的対応</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○使用済太陽光パネル発生量のピークに合わせて計画的に対応できるよう、再エネ特措法の観点から、制度間の連携強化の手段として何が考えられるか <p>※本年7月から再エネ特措法上、廃棄等費用積立金制度が開始済み。</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>関係法令遵守の徹底</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○非FIT・非FIPの発電事業者や所在不明事業者も含めて、再エネ発電事業者に対する適正な規律をどのように徹底するか </td> </tr> </tbody> </table>	事業実施段階	検討項目	個別論点	土地開発後～ 運転開始後・ 運転中段階	違反状況の未然防止・ 早期解消措置の新設	<ul style="list-style-type: none"> ○関係法令の違反状態における売電収入（FIT・FIP 交付金）の交付を留保する措置などを含め、違反の未然防止や違反状況の早期改善を促す措置としてどのような措置が有効か ○措置発動要件である関係法令「違反」状況の把握や、迅速な措置の発動に向けて、どのように実効性を果たせるのか 	運転中～ 適正廃棄	太陽電池出力増加時の 現行ルール見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽電池の更新・増設時の現行ルールについて、国民負担増大を抑止しながらパネルの更新・増設を促す見直しをどのように行うか ○廃棄等費用積立金についてどのように取り扱うか ○関係法令遵守状況の再確認を含む適用要件をどのように設定するか 	適正廃棄	大量廃棄に向けた 計画的対応	<ul style="list-style-type: none"> ○使用済太陽光パネル発生量のピークに合わせて計画的に対応できるよう、再エネ特措法の観点から、制度間の連携強化の手段として何が考えられるか <p>※本年7月から再エネ特措法上、廃棄等費用積立金制度が開始済み。</p>		関係法令遵守の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○非FIT・非FIPの発電事業者や所在不明事業者も含めて、再エネ発電事業者に対する適正な規律をどのように徹底するか
事業実施段階	検討項目	個別論点														
土地開発後～ 運転開始後・ 運転中段階	違反状況の未然防止・ 早期解消措置の新設	<ul style="list-style-type: none"> ○関係法令の違反状態における売電収入（FIT・FIP 交付金）の交付を留保する措置などを含め、違反の未然防止や違反状況の早期改善を促す措置としてどのような措置が有効か ○措置発動要件である関係法令「違反」状況の把握や、迅速な措置の発動に向けて、どのように実効性を果たせるのか 														
運転中～ 適正廃棄	太陽電池出力増加時の 現行ルール見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽電池の更新・増設時の現行ルールについて、国民負担増大を抑止しながらパネルの更新・増設を促す見直しをどのように行うか ○廃棄等費用積立金についてどのように取り扱うか ○関係法令遵守状況の再確認を含む適用要件をどのように設定するか 														
適正廃棄	大量廃棄に向けた 計画的対応	<ul style="list-style-type: none"> ○使用済太陽光パネル発生量のピークに合わせて計画的に対応できるよう、再エネ特措法の観点から、制度間の連携強化の手段として何が考えられるか <p>※本年7月から再エネ特措法上、廃棄等費用積立金制度が開始済み。</p>														
	関係法令遵守の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○非FIT・非FIPの発電事業者や所在不明事業者も含めて、再エネ発電事業者に対する適正な規律をどのように徹底するか 														
11/30	<p>第 43 回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会／電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会 系統ワーキンググループ</p> <p>出典：経済産業省ウェブサイト https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/keito_wg/043.html を基にして作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 議題：①再エネ出力制御の低減に向けた取組等について <p>・出力制御の長期見通しの算定と、23 年度の出力制御の見通しについて議論。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 議題：②系統用蓄電池について <p>・系統用蓄電池の接続・利用の在り方について議論。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 議題：③日本版コネク&マネージについて <p>・日本版コネク&マネージにおけるノンファーム型接続の取組について議論。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 議題：④系統連系に関する各地域の個別課題について <p>・21 年度末の非 FIT 低圧敷地分割大量申込みにかかる対応方針について議論。</p>															

※青文字部分を Ctrl キーを押しながらクリックするとリンクされます

再エネ等動向調査(R4.11) トピックス

第 19 回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会 バイオマス持続可能性ワーキンググループ

出典：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/biomass_sus_wg/019.html を基にして作成

●議題：①FIT/FIP 制度が求める持続可能性を確認できる第三者認証について

・各第三者認証に関して、FIT/FIP 制度が求める持続可能性基準は以下のとおり。

担保すべき事項		評価基準 (RSPO2013を元に作成)
環境	土地利用変化への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 農園の開発にあたり、一定時期以降に、原生林又は高い生物多様性保護価値を有する地域に新規植栽されていないこと。 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。
	生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理すること。
社会・労働	農園等の土地に関する適切な権原：事業者による土地使用权の確保	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が事業実施に必要な土地使用权を確保していることを証明すること。
	児童労働・強制労働の排除	<ul style="list-style-type: none"> 児童労働及び強制労働がないことを証明すること。
	業務上の健康安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> 労働者の健康と安全を確保すること。
	労働者の団結権及び団体交渉権の確保	<ul style="list-style-type: none"> 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保されること。
ガバナンス	法令遵守（日本国内以外）	<ul style="list-style-type: none"> 原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。
	情報公開	<ul style="list-style-type: none"> 認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。
	認証の更新・取消	<ul style="list-style-type: none"> 認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。
サプライチェーン上の分別管理の担保		<ul style="list-style-type: none"> 発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。
認証における第三者性の担保		<ul style="list-style-type: none"> 認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。 認定機関がISO17011に適合しており、認定機関においてISO17011に適合した認証機関の認定スキームが整備されていること。

●議題：②バイオマス燃料のライフサイクル GHG 既定値について

・農産物の収穫に生じるバイオマス及び輸入木質バイオマスについて、第 17 回 WG にて既定値区分を議論。

第 18 回 WG にて、既存認証スキームからライフサイクル GHG の確認方法に関するヒアリングを行った。国内木質バイオマスについては、第 18 回 WG にて、ライフサイクル GHG の確認方法に関して FIT/FIP 制度において現状運用されているサプライチェーン上の情報を収集・把握する仕組みを参考とし必要に応じ改良・強化、検討することで確認スキームの構築を目指す。

・上記も踏まえ検討・算出したライフサイクル GHG の既定値(案)について議論。既定値(案)の詳細な算出過程については、参考資料に記している。なお、既定値については、参考資料とともに、パブリックコメントに付した上で確定することとしてはどうか。 [参考:FIT/FIP 制度におけるバイオマス燃料のライフサイクル GHG 排出量の既定値について \(案\)](#)

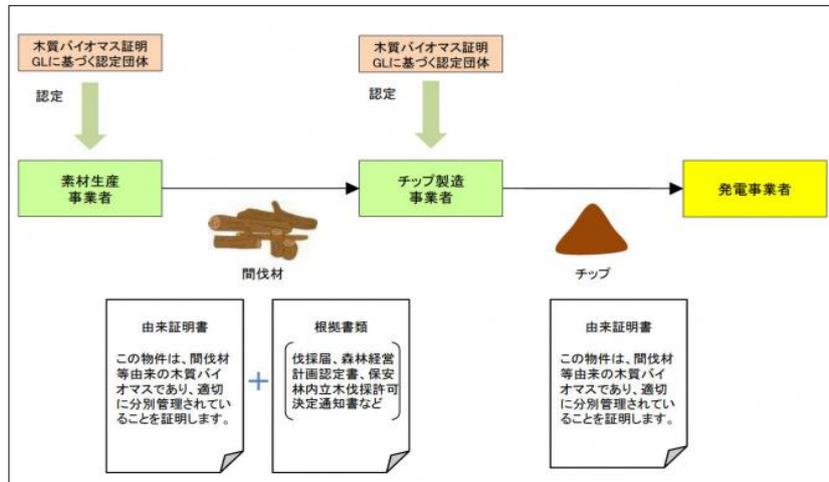
●議題：③木質バイオマス証明ガイドラインについて

◆FIT/FIP における木質バイオマスについて、由来に応じ間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス建設資材廃棄物に区分し、調達価格/基準価格を設定。

区分	内容	調達価格/基準価格（2022 年度）
①間伐材等由来の木質バイオマス	・間伐材、森林経営計画対象森林、保安林、国有林等から生産された木材	2,000kW 未満：40 円/kWh 2,000kW 以上：32 円/kWh
②一般木質バイオマス	・製材等残材、輸入材、果樹等の剪定枝、林地開発に伴う伐採木 等	10,000kW 未満：24 円/kWh 10,000kW 以上：入札制
③建設資材廃棄物	・建設資材廃棄物	13 円/kWh

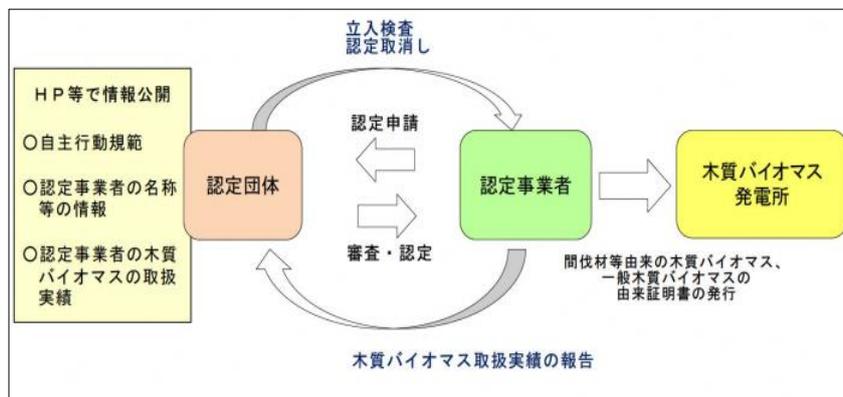
・木質バイオマス証明ガイドラインについて(証明の連鎖)

- ◆認定団体から認定を受けた事業者(認定事業者)が、適切な管理を行った上で証明を連鎖させることで由来を証明。【下図】



・木質バイオマス証明ガイドラインについて(認定団体による認定)

- ◆木質バイオマスを供給する事業者は、由来区分に従って適切に分別管理等できる能力を有することについて、認定団体から認定を受ける必要。
- ◆認定団体は自主行動規範において、申請・審査の手続き、認定要件(分別管理、帳簿管理等)立入検査等について規定。
- ◆認定団体は認定した事業者の名称や認定番号の情報のほか、認定事業者による木質バイオマスの取扱実績等をHP等で公表。【下図】



・木質バイオマス証明ガイドラインについて(運用の適正化)

- ◆令和3年時点で、認定団体は141団体、認定事業者は5,850事業者となっている。【下図】
- ◆木質バイオマス証明ガイドラインの適切な運用のため、林野庁補助事業により、マニュアル(認定団体向け及び認定事業者向け)の作成や講習会の実施等を支援。
- ◆平成29年からは、林野庁と資源エネルギー庁が共同して、稼働施設に係る現地調査を実施し、木質バイオマス由来が適切に証明されているか等について確認。

認定団体		認定事業者数
林業・木材産業の全国団体	16	307
県森林組合連合会	42	1,358
県木材協同組合連合会等	49	2,858
県素材生産流通協同組合等	13	860
その他	21	467
計	141	5,850

※(一社)日本木質バイオマスエネルギー協会調べ